

年 月 日

「三階までの例外」に関する条件承諾書

東京都水道局長 殿
市(町)長 殿

給水装置の設置場所	区 市 町	丁目	番	号
設置者(所有者)の住所・氏名	区 市 町	丁目	番	号
管理人の住所・氏名	区 市 町	丁目	番	号
親メータのお客さま番号	-			
子メータのお客さま番号	-	-	~	-

三階までの受水タンク以下装置の直圧直結給水への切替え（三階までの例外）による給水を受けるにあたり、下記の条件を承諾します。

記

- (1 損害の補償)
「三階までの例外」の施工に起因して、逆流又は漏水が発生し水道局若しくはその使用者等に損害を与えた場合は、責任をもって補償します。
- (2 管理人等の変更の届出)
給水装置の所有者又は管理人を変更するときは、変更後の所有者又は管理人にこの条件承諾事項を継承し、水道局（又は市町）に届け出ます。
- (3 既設配管使用の責任)
「三階までの例外」の設備は、既設の受水タンク以下の装置を使用しているため、これに起因する漏水等の事故については、設置者（所有者）又は使用者等の責任において解決するとともに、水道局（又は市町）の指示に従い、速やかに改善します。
- (4 子メータ前後の配管構造)
「三階までの例外」の給水装置に都のメータを設置する場合は、メータとの接続及びメータ前後の配管に都が指定した材料を使用します。
- (5 子メータの管理等)
オートロック式建物の場合は、各戸メータの検針、メータの取替え等、水道局（又は市町）の業務が支障なく行えるよう入館方法を提示します。
- (6 親メータ取替時の措置)
メータバイパスユニットを設置しない場合は、計量法に基づくメータの取替え及びメータ異状等による取替えの際、水道局（又は市町）に協力し、断水することを承諾し、賃借人がいる場合にはそのことを賃借人に熟知させます。また、断水に伴う損害は、自己の責任で回避に努めるとともに、万一損害が生じた場合の異議・申し立てを水道局（又は市町）は一切いたしません。
- (7 条例及び規程の遵守)
上記各項の他、取り扱い上必要な事項については、東京都給水条例及び同施行規程を遵守して施行します。
- (8 紛争の解決)
上記各項の条件を使用者等に熟知させ、「三階までの例外」の設備に起因する紛争等については、当事者間で解決し、水道局（又は市町）は一切迷惑をかけません。